

監 第 21 号
令和8年8月20日

塩竈市長 佐 藤 光 樹 殿

塩竈市監査委員 菅 原 靖 彦
塩竈市監査委員 伊 藤 博 章

健全化判断比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、令和7年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる書類について審査した結果、その意見書を別紙のとおり提出します。

令和7年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年8月4日から同年8月20日まで

3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、地方財政健全化法という。）及び関係法令に基づき、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、審査対象項目の比率は下記のとおりである。

記

(単位：%)

項 目		健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
1	実質赤字比率	—	12.96	20.00
2	連結実質赤字比率	—	17.96	30.00
3	実質公債費比率	4.7	25.0	35.0
4	将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないことから負の値となるため「—」で表示している。

※ 将来負担比率は、充当可能財源等の額が将来負担額を上回っていることから、負の値となるため「—」で表示している。

健全化判断比率の状況

審査の結果、地方財政健全化法の算定方法に基づく健全化判断比率の状況は次表のとおりである。

※数値は令和7年度地方財政状況調査及び令和7年度地方公営企業決算状況調査等による。

1 実質赤字比率

地方財政健全化法の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額
- ・標準財政規模：決算統計における「標準財政規模」＋「臨時財政対策債発行可能額」

(単位：千円、%)

算 定 基 礎 項 目	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減 額	増 減 率
1 一般会計の実質収支額 (1)-(2)-(3)	1,206,401	927,630	278,771	30.1
(1) 収 入	29,740,839	30,886,595	△1,145,756	△3.7
(2) 支 出	28,278,502	29,665,963	△1,387,461	△4.7
(3) 翌年度に繰り越すべき財源	255,936	293,002	△37,066	△12.7
2 特別会計のうち普通会計に相当する会計の実質収支額 (1) + (2)	0	0	0	-
(1) 公共用地先行取得事業実質収支額 ①-②-③	0	0	0	-
① 収 入	0	0	0	-
② 支 出	0	0	0	-
③ 翌年度に繰り越すべき財源	0	0	0	-
実 質 収 支 額 1 + 2	1,206,401	927,630	278,771	30.1
一 般 会 計 等 の 実 質 赤 字 額 A	△1,206,401	△927,630	△278,771	30.1
標 準 財 政 規 模 B	12,873,980	12,827,612	46,368	0.4
うち臨時財政対策債発行可能額	0	43,457	△43,457	△100.0
実質赤字比率(%) A/B×100	△9.37	△7.23	△2.14	-

※ 収入及び支出額は、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものである。

※ 実質赤字比率は、赤字でないためマイナスで表示している。

2 連結実質赤字比率

地方財政健全化法の算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円、%)

算 定 基 礎 項 目	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減 額	増 減 率
1 一般会計及び公営企業以外の特別会計				
イ 実質赤字を生じた事業会計 なし	0	0	0	-
ハ 実質黒字額を生じた事業会計	1,259,963	974,631	285,332	29.3
(1) 一般会計	1,206,401	927,630	278,771	30.1
(2) 国民健康保険事業特別会計	36,540	22,131	14,409	65.1
(3) 介護保険事業(保険事業勘定)特別会計	8,232	13,717	△5,485	△40.0
(4) 後期高齢者医療事業特別会計	8,790	11,153	△2,363	△21.2
実質収支額が0円の事業会計	0	0	0	-
(1) 公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	-
(2) 介護保険事業(サ-ビス事業勘定)特別会計	0	0	0	-
2 地方公営企業の特別会計				
ロ 資金不足を生じた会計 なし	0	0	0	-
ニ 資金剰余金を生じた会計	3,520,561	3,197,785	322,776	10.1
(1) 下水道事業会計	1,291,331	960,138	331,193	34.5
(2) 市立病院事業会計	53,976	157,678	△103,702	△65.8
(3) 水道事業会計	2,175,254	2,079,969	95,285	4.6
資金の過不足が生じなかった事業会計	0	0	0	-
(1) 交通事業特別会計	0	0	0	-
(2) 魚市場事業特別会計	0	0	0	-
連 結 実 質 赤 字 額 A (イ+ロ) - (ハ+ニ)	△4,780,524	△4,172,416	△608,108	14.6
標 準 財 政 規 模 B	12,873,980	12,827,612	46,368	0.4
うち臨時財政対策債発行可能額	0	43,457	△43,457	皆減
連結実質赤字比率(%) A/B×100	△37.13	△32.52	△4.61	-

※ 連結実質赤字比率は、赤字でないためマイナスで表示している。

3 実質公債費比率

地方財政健全化法の算定方法

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \quad (3 \text{ ヶ年平均})$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

(単位：千円、%)

算定基礎項目	令和7年度	令和6年度	令和5年度
1 地方債の元利償還金	1,650,709	1,653,253	1,755,206
2 準元利償還金	1,040,043	1,081,960	1,249,578
イ 元金償還金相当	0	0	0
ロ 公営企業債の償還の財源	982,130	1,025,728	1,196,632
ハ 一部組合等の地方債の償還財源	57,913	56,232	52,946
ニ 債務負担行為で公債費に準ずるもの	0	0	0
ホ 一時借入金利子	0	0	0
3 特定財源	556,351	507,235	563,352
4 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,536,432	1,840,616	1,846,838
5 標準財政規模	12,873,980	12,827,612	12,655,908
うち臨時財政対策債発行可能額	0	43,457	88,878
単年度実質公債費比率 $\frac{(1+2) - (3+4)}{5-4} \times 100$	(1) 5.27424	(2) 3.52564	(3) 5.50088
実質公債費比率(%) $\frac{(1) + (2) + (3)}{3}$ (3ヶ年平均)	4.7		

※ 前年度比率（令和4年度～令和6年度）4.6%

4 将来負担比率

地方財政健全化法の算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

・将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

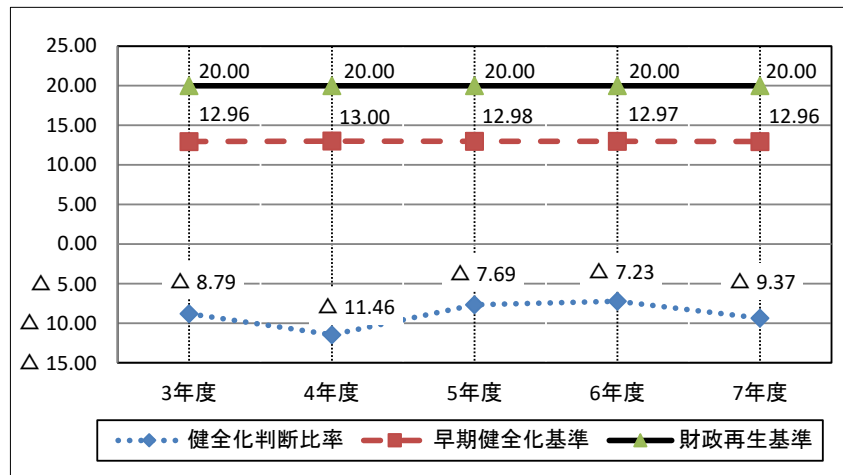
・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

（単位：千円、％）

算定基礎項目	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
1 将来負担額	33,604,782	31,179,236	2,425,546	7.8
イ 地方債の現在高	19,062,719	17,463,981	1,598,738	9.2
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	-
ハ 公営企業債等繰入見込額	10,634,263	9,780,452	853,811	8.7
ニ 組合等負担等見込額	710,418	620,298	90,120	14.5
ホ 退職手当負担見込額	3,197,382	3,203,155	△5,773	△0.2
ヘ 設立法人への負担見込額	0	111,350	△111,350	皆減
ト 連結実質赤字額	0	0	0	-
チ 組合等連結実質赤字額見込額	0	0	0	-
2 充当可能基金額	12,839,114	12,771,223	67,891	0.5
(1) 財政調整基金	1,540,821	1,774,430	△233,609	△13.2
(2) 市債管理基金	92,080	130,785	△38,705	△29.6
(3) 国民健康保険事業財政調整基金	665,035	748,678	△83,643	△11.2
(4) 介護保険事業財政調整基金	788,121	734,257	53,864	7.3
(5) 市営住宅基金	5,014,744	4,564,768	449,976	9.9
(6) 災害救助支援基金	86,886	86,756	130	0.1
(7) カメイこどもの夢づくり基金	138,931	149,952	△11,021	△7.3
(8) ミナト塩竈まちづくり基金	2,812,731	2,967,296	△154,565	△5.2
(9) 海難交通遺児教育手当基金	36,035	35,968	67	0.2
(10) 森林環境整備基金	30,682	24,107	6,575	27.3
(11) 子どもスポーツ奨励基金	11,549	9,799	1,750	17.9
(12) 公共施設等総合管理基金	1,621,499	1,544,427	77,072	5.0
3 特定財源見込額	4,389,531	4,069,134	320,397	7.9
都市計画税	3,683,528	3,178,941	504,587	15.9
その他	706,003	890,193	△184,190	△20.7
4 基準財政需要額算入見込額	20,691,682	19,972,928	718,754	3.6
5 標準財政規模	12,873,980	12,827,612	46,368	0.4
6 基準財政需要額算入額	1,536,432	1,840,616	△304,184	△16.5
将来負担比率(%) (1-(2+3+4))/(5-6)×100	△38.06	△51.27	13.21	-

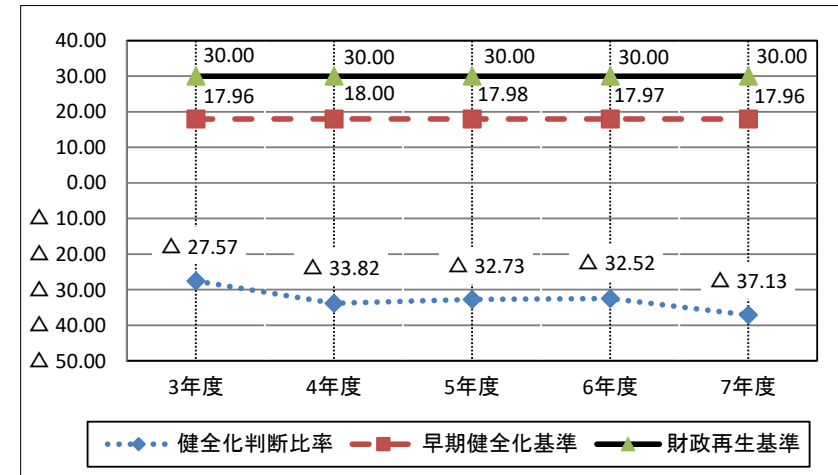
健全化判断比率の推移

1 実質赤字比率



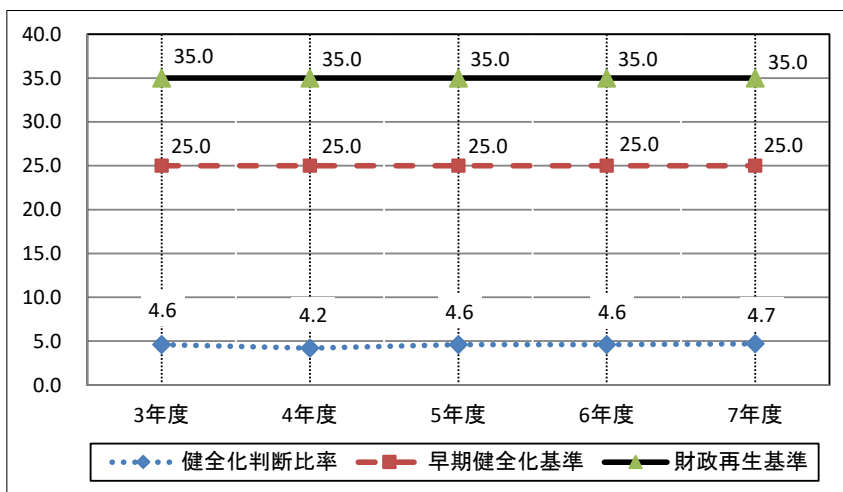
(注)健全化判断比率は、赤字でないためマイナスで表示している。

2 連結実質赤字比率

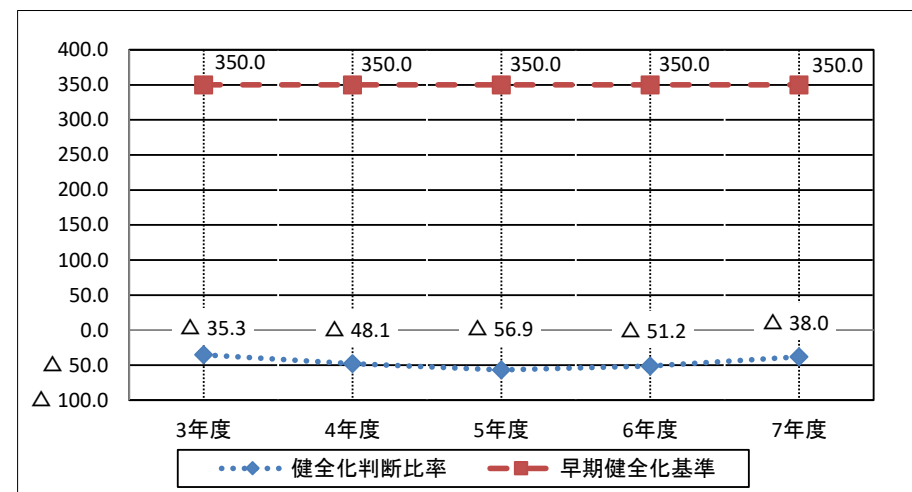


(注)健全化判断比率は、赤字でないためマイナスで表示している。

3 実質公債費比率



4 将来負担比率



(注)健全化判断比率は、負担が生じない年度はマイナスで表示している。